

## 第十四号

## 徳島県留置施設視察委員会条例の一部改正について

徳島県留置施設視察委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十五年十一月二十九日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 徳島県留置施設視察委員会条例の一部を改正する条例

徳島県留置施設視察委員会条例（平成十九年徳島県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十一条第六項」を「第二十一条第四項」に、「運営」を「委員の定数及び任期その他委員会の組織及び運営」に改める。

第三条を第四条とし、第二条を第三条とし、同条の前に次の一条を加える。

（委員の定数及び任期）

**第二条** 委員会は、委員四人で組織する。

- 委員の任期は、一年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 委員は、再任されることができる。

## 附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

## 提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の一部が改正されたことに伴い、徳島県留置施設視察委員会の委員の定数及び任期を条例で定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。